納付書の記載のしかた
（割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書）

○　この納付書は、個人又は内国法人若しくは外国法人に支払い又は交付する租税特別措置法第 41 条の 12 の２第２項に規定する割引債の償還金（以下「割引債の償還金」といいます。）、同条第３項に規定する特定割引債の償還金（以下「特定割引債の償還金」といいます。）又は同条第４項に規定する国外割引債の償還金（以下「国外割引債の償還金」といいます。）について源泉徴収をした所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税を納付するときに使用してください。

○　租税特別措置法第 41 条の 12 第７項に規定する割引債の償還差益について源泉徴収した所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税を納付するときは償還差益の納付書を使用してください。

○　「年度」、「納期等の区分」及び「合計額」の各欄の記載漏れのないよう注意してください。

○　納税の告知により納付する税金については、この用紙を使用しないでください。

○　この納付書を令和８年 12 月以前に生じた所得の支払いについて使用する場合には、「所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税」、「復興特別所得税及び防衛特別所得税非該当」及び「復興特別所得税及び防衛特別所得税が非課税となる場合」をそれぞれ「所得税及び復興特別所得税」、「復興特別所得税非該当」及び「復興特別所得税が非課税となる場合」と読み替えてください。

※　税金は、割引債の償還金又は特定割引債の償還金若しくは国外割引債の償還金（以下「割引債の償還金等」といいます。）の支払又は交付をした日の属する月の翌月 10 日までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。

なお、この納期限までに納付がない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります。

記　載　の　し　か　た

「納期等の区分」欄	割引債の償還金等の支払又は交付をした日の属する年月を記載します。

「復興特別所得税及び防衛特別所得税非課税該当」欄	復興特別所得税及び防衛特別所得税が非課税となる場合には「１」を記載します。 （注）租税条約に限度税率を定める規定がある支払のうち、租税条約の適用により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下になるものについては、復興特別所得税及び防衛特別所得税を併せて源泉徴収する必要はありません。 また、外国居住者等所得相互免除法第 15 条第1項、第3項、第5項の規定の適用がある対象配当等などの支払についても、復興特別所得税及び防衛特別所得税を併せて源泉徴収する必要はありません。

「割引債の償還金（合計）」欄	その月において支払った割引債の償還金のうち租税特別措置法第 41 条の 12 の２第２項の規定の適用を受けるもの及びその月において交付した特定割引債の償還金又は国外割引債の償還金のうち同条第３項又は第４項の規定の適用を受けるものについて記載してください。
「うち内国法人に対する支払分」欄	「割引債の償還金（合計）」欄のうち、内国法人に支払又は交付するものについて記載してください。
「割引債の償還金の支払の取扱者への支払分」欄	割引債の償還金のうち租税特別措置法第 41 条の 12 の２第３項に規定する特定割引債取扱者を通じてその支払をしたものを記載してください。

○　租税特別措置法第 41 条の 13 の２第２項において準用する所得税法第 180 条若しくは租税特別措置法第 41 条の 13 の３第１項の規定に該当するもの又は租税条約の規定により所得税が軽減され、若しくは免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第２章の所得税の軽減又は非課税に関する規定に該当するものを含みます。）については、「摘要」欄にそれぞれの区分ごとに償還金の額及び税額を記載してください。